

議案第65号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年6月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第23条の3中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第23条の4第1項第1号中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に改め、同項第2号中「14.7分の1.2」を「12.1分の1.2」に改める。

第64条第1項第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同項第2号ア(7)中「2,400円」を「3,600円」に改め、同号ア(イ)中「3,100円」を「3,900円」に改め、同号ア(ウ)中「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号ア(エ)中「2,400円」を「3,600円」に改め、同号イ(7)中「1,600円」を「2,000円」に改め、同号イ(イ)中「4,700円」を「5,9

00円」に改め、同項第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第22項から第24項までを削り、附則第21項を附則第24項とし、附則第11項から第20項までを3項ずつ繰り下げ、附則第10項を附則第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

13 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第64条第1項第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第9項を附則第11項とし、附則第8項を附則第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

(耐震改修により耐震基準適合家屋となった家屋に係る固定資産税の減額の申告)

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、規則で定める申告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める

場合は、この限りでない。

附則第7項の次に次の1項を加える。

(固定資産税等の課税標準の特例)

8 法附則第15条に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。

- (1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 3分の1
- (2) 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1
- (3) 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1
- (4) 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合 4分の3
- (5) 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合 3分の2
- (6) 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合 3分の2
- (7) 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合 3分の2
- (8) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合 4分の3

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第23条の3及び第23条の4第1項の改正規定並びに次項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第64条第1項の改正規定並びに附則第4項及び第7項（改正後の条例（以下「新条例」という。）附則第13項に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (3) 附則第12項の次に1項を加える改正規定並びに附則第5項、第6項及び第7項（新条例附則第13項に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

(法人の市民税に関する経過措置)

2 新条例第23条の3及び第23条の4第1項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 新条例附則第8項第1号から第3号まで、第7号及び第8号の規定は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

4 新条例第64条第1項の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第13項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

6 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第13項の規定の適用については、同項中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

7 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第64条第1項第2号ア及び新条例附則第13項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第64条第1項 第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
新条例第64条第1項 第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第13項の 表以外の部分	第64条第1項第2号	川崎市市税条例の一部 を改正する条例（平成 26年川崎市条例第 号。以下「改正条例」 という。）附則第7項 の規定により読み替 えて適用される第64 条第1項第2号
新条例附則第13項の 表第64条第1項第2 号ア(イ)の項	第64条第1項第2号 ア(イ)	改正条例附則第7項の 規定により読み替 えて適用される第64 条第1項第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
新条例附則第13項の 表第64条第1項第2 号ア(ウ)の項	第64条第1項第2号 ア(ウ)	改正条例附則第7項の 規定により読み替 えて適用される第64 条第1項第2号ア(ウ)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

参考資料

制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、法人の市民税の法人税割の税率及び軽自動車税の税率を改定すること、固定資産税の課税標準の特例及び一定の耐震改修を行った大規模建築物等に対する固定資産税の減額措置に係る申告手続を定めること等のため、この条例を制定するものである。